

大使館から在外選挙登録及び選挙人証再交付のおすすめ

平成26年6月17日

在留邦人各位

在バーレーン日本国大使館

「在外選挙人登録申請」及び「在外選挙人証再交付申請」について

1 在外選挙人登録申請について

- (1) 日本国外において国政選挙に係る投票を行うには、事前に「在外選挙人登録」を行い、「在外選挙人証」を取得しておく必要があります。

在外選挙人名簿登録は、当地在留期間が3か月以上となった方が可能です(ただし、日本の市区町村に住民票を残されている方は対象外となります)。

- (2) 6月13日、通常国会において、憲法改正手続きを定めたいわゆる国民投票法(正式名称は日本国憲法の改正手続に関する法律)の改正法が成立しました。今後、国民投票が行われる際に日本国外において投票を行うには、その都度「在外投票人名簿」に登録し、「在外投票人証」を取得する必要があります(「在外選挙人登録」や「在外選挙人証」とは別です)。

他方、事前に「在外選挙人証」を取得されている方については、別途「在外投票人登録」や「在外投票人証」取得のための手続は不要となります。

在外選挙に関する詳しい情報はこちら。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

2 在外選挙人証再交付申請について

衆議院小選挙区の区割りが17都県42選挙区で変わります。同改定選挙区は、次回の衆議院総選挙時より適用されます(他方、次回衆議院総選挙までに行われる補欠選挙は、改定前の選挙区で行われます)。

本改定によりご自身の選挙区が変わられる方は、在外選挙人証の再交付申請を行っていただきますようお願いいたします(選挙人証に改定後の選挙区が記載されるため、次回総選挙時において、誤った選挙区を記載することを防止することができます)。

衆議院小選挙区の区割りの改定等に関する詳しい情報はこちら。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/